



島教保第192号
令和4年8月26日

各市町村長 様
各市町村教育委員会教育長 様

島根県知事 丸山 達也
島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校部活動の一時停止について（依頼）

現在、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が高止まり傾向にあり、学校部活動に起因すると考えられる集団感染も多く確認されている状況にあります。

2学期が始まり、学校でも感染者が更に増える懸念があることから、医療提供体制の確保と、学習活動や学校行事に支障が生じないようにするため、感染拡大の要因の一つとなっている部活動について、県立学校では、下記のとおり期間限定で停止することとしました。

つきましては、所管の市町村立学校においても、地域や学校関係者の感染状況等を踏まえ、対応をご検討いただきますようお願いいたします。

併せて、スポーツ少年団等の小中学生を対象とした活動に対する呼びかけもご検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 8月29日（月）から9月11日（日）まで
- 2 内 容 通常の活動及び他校との交流を伴う練習試合・合同練習等（以下、「練習試合等」という。）の実施を原則停止とする。
ただし、この期間中に開催される大会・演奏会（以下「大会等」という。）については、公式大会（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ参加可とする。なお、参加の際は以下の事項について十分に留意すること。
 - (1) 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
 - (2) 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
 - (3) 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。
 - (4) 感染リスクが高いと思われる行動を極力避ける等、万全な感染症対策を講じること。
 - (5) 県外から帰県した場合、帰県後一定期間（7日間程度）の健康観察は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
- 3 特例とする扱い 10月11日までに開催される大会等に参加するチーム・個人に限り、当該大会開催日の1ヵ月前から、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可とする。
なお、実施にあたっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数（例：登録選手のみ）での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他者（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426
社会教育課 藤原 TEL0852-22-5427